
今月のテーマ 消費税の課税取引と非課税取引

消費税率が8%に改正されて半年が経過しました。税率の変更は一般消費者に至るまで誰も関心を持っていますが、どのような商品やサービスが課税対象となるのかという点は見逃されがちです。今回は消費税の計算の際に必要な課税取引と非課税取引、不課税取引についてご紹介いたします。

1. 課税取引と不課税取引

消費税法上、「国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等と外国貨物の輸入」は消費税が課税されます。したがって、以下の表に示したとおり、4つの要件を全て満たした取引について、消費税の課税取引に該当することになります。

なお、4つ要件のうち1つでも要件を満たさない取引は、そもそも消費税の課税対象とはならず、一般的に不課税取引と呼ばれます。例えば株主が受け取る配当金、税金の還付金の受け取り、国や地方公共団体からの補助金の受給、寄付金の支出などが不課税取引に該当します。

要件	用語	内容
①	国内において	日本国内を指します。
②	事業者が 事業として	事業を行う個人(いわゆる個人事業主)と法人が事業者となります。 業種に関係なく法人が行う取引は全て事業として取り扱われます。
③	対価を得て行う	商品販売やサービス提供を受けた事が原因で生じる対価を指すため、贈与や寄付金などは対価を得て行うものとはなりません。
④	資産の譲渡等 外国貨物の輸入	物品の販売や貸付け、サービスの提供が該当します。 外国からの輸入品の保管場所(保税地域)から輸入品を引き取ることを指します。

2. 非課税取引

上記4つの要件に該当する取引は全て消費税の課税対象となりますが、課税取引に該当する取引であっても、一部の取引については、様々な理由により消費税を課税することが相応しくないものがあります。これらの取引については消費税を課さないことが消費税法で定められており、これを非課税取引と呼びます。

以下、非課税取引のうち、日常生活に関わりの深いものをご紹介します。

(1) 土地の譲渡及び貸付

土地だけでなく、その土地に設定された借地権や賃借権の譲渡・貸付についても非課税取引に該当します。また更地の貸付は非課税取引ですが、舗装やロープ等で区画した駐車場用地や1月未満の土地の貸付については課税取引に該当します。

(2) 有価証券等の譲渡

株券等の有価証券や金銭債権などの譲渡は非課税取引に該当します。ただし、ゴルフ会員権やレジャー会員権の譲渡は課税取引に該当します。

(3) 社会保険医療の給付等

健康保険法、国民健康保険法などに定められた医療や労災保険・自賠責保険の対象となる医療は非課税取引となります。したがって、これらの保険の対象とならない美容整形や差額ベッド代などは課税取引に該当することとなります。

(4) 介護保険サービスの提供

介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス(訪問介護・看護やデイサービス、ショートステイなど)、施設サービス(特別養護老人ホームなど)の利用料は非課税取引に該当します。

(5) 住宅の貸付け

賃貸借契約において人の居住の用に供することが明らかなものは非課税取引に該当します。ただし、1ヶ月未満の貸付け、例えばウィークリーマンションなどは課税取引に該当します。